

## はりわく等の使用基準の改正について

### 1 適用

この基準は、(一社) 仮設工業会が認定するはりわく等について適用する。

### 2 組立方法等

はりわく等を用いてわく組足場の構面の一部のスパン層について地上から一定の高さの開口部を設け、さらに、その上層にわく組足場を組み立てる場合は、労働安全衛生規則に定めることのほか、次によること。

- a はりわくを用いるときは、開口部両端の建わくに当該建わく専用のはり受け金具を介して2枚のはりわくをかけ渡し、堅固に取付ける。
- b 支持点における上弦材と下弦材の間隔が300mm以上のはりわくの場合は、はり受け金具を2ヶ所以上でボルト止め等を行う。
- c 建わくを支持するため、2枚のはりわく上に専用のはり渡しを取付ける。
- d ~~はり渡しから上方に組み立てるわく組足場の高さは、原則としてはりわく等を用いて開口部を設けたわく組足場の高さは、地上から2530m以下とする。~~ただし、設置する足場について、はりわく支持部の建わくに作用する荷重を検討し、必要により補強等の措置を講ずる等の安全性の確認を行ったときは、この限りでない。

#### 【解説】

地上からの高さは、以下の条件により求めた値である。

1. 1層1スパンあたりのわく組足場の重量は65 k g

その重量として、枠幅1.2mの建わく、交さ筋かい、床付き布わく、幅木、メッシュシート及び下棧の重さを考慮した。

2. 使用するはりわくの種類は4 スパン用

3. はりわくを支持する建わくの許容荷重は37.2 kN

なお、足場に防音パネル等の重量の大きいものを取り付ける場合は、新たに組立高さについて検討すること。

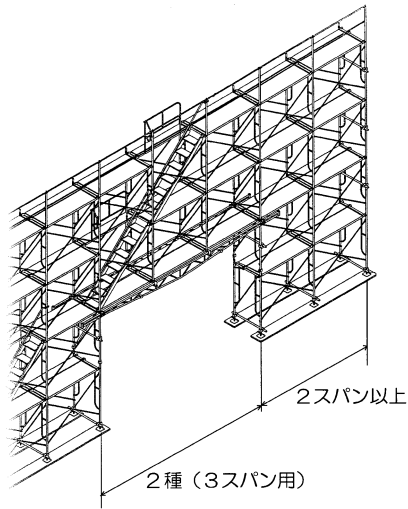
- e はりわく等を用いた開口部の寸法は、幅は4 スパン以下、高さは原則として3層以下とする。

#### 【解説】

開口部の寸法の「高さは原則として3層以下」については、開口部を設ける際に、障害物がある等やむを得ない場合においてはこれによらないことができる主旨である。

- f はりわく等を用いて開口部を構成する場合は、はりわくの種類に応じ次の表により開口部端の支持部から外方にわく組足場を設ける。ただし、第2種及び第3種にあつてこれにより難しいときに、はりわく支持部の建わくに補強等の措置を講ずるときは、この限りでない。

| はりわくの種類   | 開口部端の支持部からの外方へのスパン数 |
|-----------|---------------------|
| 1種 (2スパン) | 1スパン以上              |
| 2種 (3スパン) | 2スパン以上              |
| 3種 (4スパン) | 3スパン以上              |



(開口部3スパンの例)

- g 前項 f の開口部端より外方のわく組足場のスパン及びはりわく等で支持される開口部上方のわく組足場については、全層、全スパンにわたり交さ筋かいを取付け、かつ、床付き布わくを建わくの幅いっぱいに設ける。  
また、当該交さ筋かい及び床付き布わくは、いかなる場合であっても取り外さない。
- h はりわくを取付けた両端支持点の建わく脚柱には、必ず壁つなぎ又は控えを設ける。
- i はりわくとはりわくとで構成される水平面には、必ず床付き布わく又は布わくを用いて水平構を設ける。
- j 開口部の幅が3スパン及び4スパンのもののはり渡しの取付作業にあたっては、方づえを設ける等の措置を講ずる。

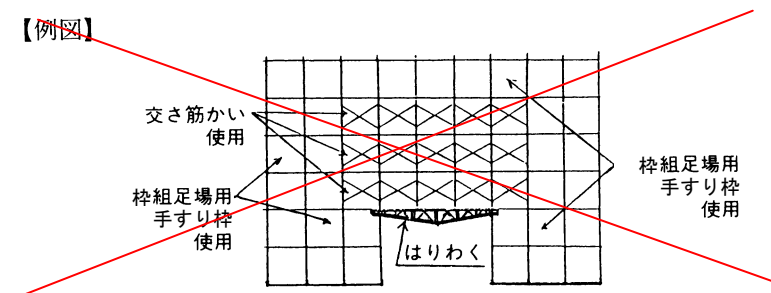
**【解説】**

方づえを取り付けることにより、はりわくの鉛直たわみ量を少なくすることができるため、はりわく等の上の足場の組立が容易になる。

はりわく等の上の足場の組立完了後は、方づえを取り除いても良い。

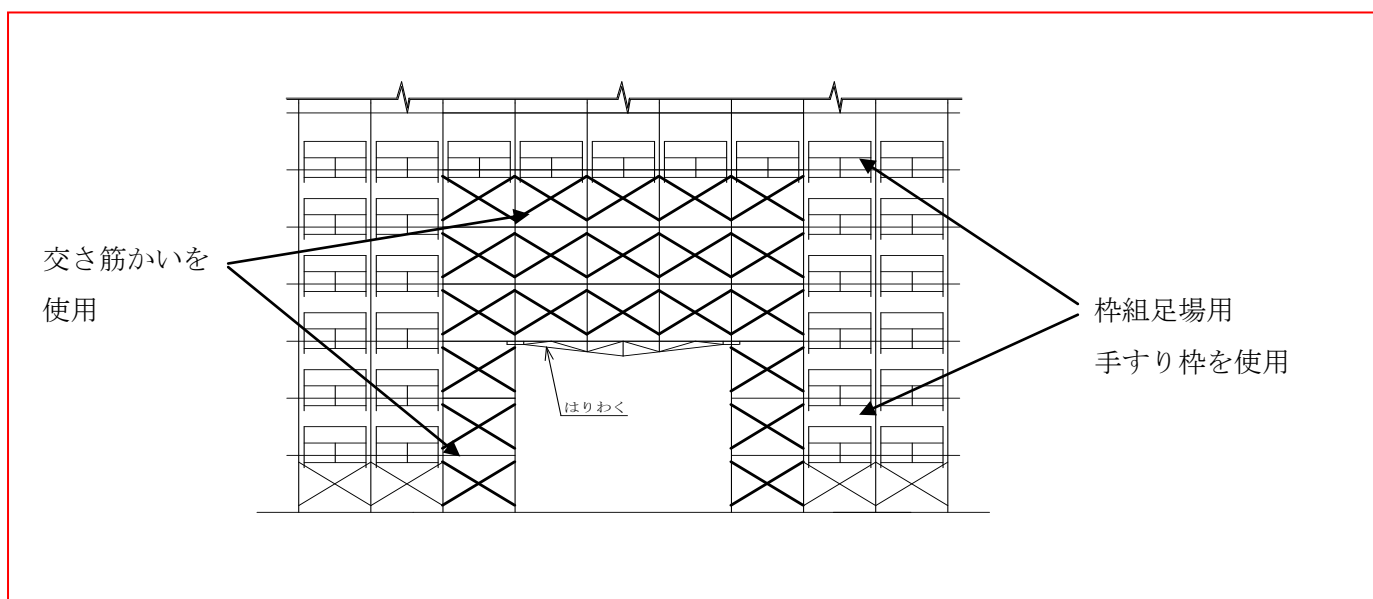
- k 手すり先行工法により組立て及び解体を行う場合等で、交さ筋かいの代わりに枠組足場用手すり枠を用いる場合、はりわく直上及びはりわくの~~レベル上~~の両端の両構面には次表に従って、必ず交さ筋かいを設置すること。

**【例図】**



はりわく上の交さ筋かいを必要とする層数

| はりわく上の<br>わく組足場の全層数 | はりわく直上及びはりわくの <del>レベル上の</del> 両端の<br>両構面に交さ筋かいの設置が必要となる層数 |
|---------------------|--|
| 1～4                 | 1以上  |
| 5～8                 | 2以上  |
| 9以上                 | 3以上  |



はりわく上の層数が9層以上の場合の例図

3 使用上の注意

はりわく等を用いて開口部を設けるわく組足場の使用管理については、労働安全衛生規則に定めることのほか、次によること。

- a はりわく等で構成された開口部上方の足場の全積載荷重※<sub>1</sub>は、1000kg以下とする。
- b はりわくの見やすい箇所に積載荷重を表示する。
- c はりわく等で構成されるわく組足場の各部に損傷、変形等が認められるものについては、その程度により修理、部品交換、使用の中止等の必要な措置を講ずる。
- d 2のfに示された開口部端の支持部から外方のスパン内においては、簡易クレーン、建設用リフト等を設置しない。
- e はりわくは、巻上げ機等による荷のつり元として使用しない。

※<sub>1</sub> はりわく等の上に組み立てた、わく組足場の建わく、交さ筋かい、床付き布わく、脚柱ジョイント、アームロック、幅木、メッシュシート等の足場を構成する部材の重量を含まない。